実費徴収に係る補足給付事業補助について

1. 内容

　低所得者で生計が困難である保護者が支払うべき実費徴収額に対して補助するもの。

２．補助対象者

　生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）による支援給付受給世帯。支給認定保護者又は収入その他状況を勘案し，これに準ずると認める支給認定保護者。

３．補助対象経費

食材料費以外の日用品，行事参加費用，その他保育に必要な物品等の実費徴収額。

　４．補助交付額

　　補助対象経費相当額とし，実費徴収単価（2,500円/月）に対象月数及び対象児童数を乗じて得た額と実際の実費徴収額合計を比較していずれか低いほうの額とする。

※百円未満の端数は切り捨て。